

関東4x4トライアル選手会カップ

大会要綱

選手会車両規則

(2017年度改正)

2016年11月20日

関東4x4トライアル選手会カップ 大会要綱

トライアル大会が少なくなっている昨今、「選手自らが大会を運営していこう」という趣旨のもと、2008年に【関東4x4トライアル選手会CUP】が開催されました。

選手は皆、選手会の会員であり基本的には選手皆で運営、コース設営・撤収、ジャッジ等々を行い、トライアル技術、マナー等々の向上及び親睦を深めています。

この選手会設立・運営趣旨に従い、本大会要綱及び選手会車両規則を定め実施します。

なお、本大会要綱及び選手会車両規則の定めのない事項は、JFTA4×4トライアル競技規則書ならびに車両規則書の定めを適用します。(JFTA:日本4×4トライアル協会)

1. 参加資格及び競技車両クラス区分

参加資格は本大会要綱に賛同した者とする。なお、公安委員会が発行する普通免許証の有無は問わないが、未成年者の場合は親権者の承諾を必要とする。

(1) PXクラス(以下「PXクラス」と表記)

車両規則PXクラスに該当(Pとは旧P車)(XとはX車)

(2) NBクラス(以下「NBクラス」と表記)

車両規則NBクラスに該当(Nとは旧N車、以下「N該当者」という、Bとはビギナー該当者、以下「B該当者」という)

B該当者は、初心者、トライアル経験2年未満の者とし、車両は旧N車に準ずることとするが、B該当者で自身の車両がなく、Wエントリー等で借用車両がPXクラス相当の場合でも申告することにより、NBクラスの参加を認める。

2. 年会費・参加費・申込

(1) 年会費 ¥500-(毎年最初の参加時に支払うこと)

(2) 参加費

① PXクラス: ¥5000- 期日過ぎ(当日エントリー含): ¥6000-

② NBクラス

・ N該当者: ¥5000- 期日過ぎ(当日エントリー含): ¥6000-

・ B該当者: ¥3000- 期日過ぎ(当日エントリー含): ¥4000-

③ 前年度シリーズ入賞者

・ 1位・・・参加費無料 + 年会費500円=500円

・ 2位・・・参加費2,500円(半額負担) + 年会費500円=3,000円

・ 3位・・・参加費3,500円(7割負担) + 年会費500円=4,000円

(3) 参加申込み

① 参加申し込みは、各戦概ね1ヵ月前より選手会HPで受付を開始する。

② 申し込みは、PC・スマートフォン・携帯により申込むものとする。

③ 参加費は、受付返信メールに従い、指定期日までに郵貯銀行の選手会口座に振込むものとする。
(注意:指定期日までに受領確認できない場合(入金処理が翌日になるなど)は、期日過ぎ入金として取り扱うため、当日エントリーと同様の参加費となります)

④ 如何なる理由があろうとも、参加費の返金はしない。

ただし、エントリー費入金後、当日競技に参加できなかった場合は、シリーズ開催中に限り次回シリーズ戦のエントリー繰越金に充てることを可能とする。

なお、最終戦はエントリー繰越金を適用せず、返金もしない。

3. 各戦の運営

(1) コース設定・運営・撤収

本大会要綱の趣旨に従い、全参加者を対象に協力しあい、コース設営・運営及び撤収を行なう。

① 各戦前日のコース設営、当日受付等(ボランティア含む)

② コースの撤収は、セクションごとに、全競技者出走後セクションリーダーの判断で撤収する。

(2) 開催中止及び開催後の競技中断について

運営側が、開催及び競技続行が困難であると判断した場合は、開催中止及び競技を中断することができる。なお、開催後の中断の場合のエントリー費の返金はしない。

4. 表彰・賞典

(1) PXクラス 1位～3位まで表彰

(2) NBクラス 1位～3位まで表彰

ただし、NBクラスのB該当者は、NBクラスの表彰資格を有するが、B該当者の1位についても表彰する。

(3) SS賞 全競技車両クラスを問わず1名

(4)各戦の状況に応じ、運営側の判断で賞を追加することができる。

(5) シリーズ戦

PXクラス及びNBクラスの2クラスでシリーズ戦を行なう。

① 年間シリーズ順位ならびに表彰

シリーズ戦は、最終戦を含む全4戦以上の出場者の獲得シリーズポイントにより、1位～6位まで表彰する。なお、表彰範囲は、参加該当台数により運営側判断で変更できるものとする。

② シリーズポイント

1位～10位を順に10・7・5・4・3・2・1・1・1・1とし、最終戦のみ13・9・6・4・3・2・1・1・1とする。

③ シリーズ入賞者

・次シーズンハンデは、1位-3点、2位-2点、3位-1点とする。

なお、減点は、シリーズハンデならびに車両規則2項の減点の合計減点を適用する。

・ 1位～3位には次年度のスーパーゼッケン001から003を発行する。

・ スーパーゼッケン取得者(1位から3位)は、前2. 項(2)③のとおり、次年度参加費を優遇する。

5. コース

(1) コースは、5セクション及びSSの6セクションを基本とする。

ただし、天候の状況等、運営側の判断により、変更を可能とする。

(2) エスケープ及び専用コース等

各セクションの状況により、クラスに応じたビギナー専用コース及びNB指定ラインならびにPX指定ラインを設けるとともに、エスケープを設定する。エスケープは全てのクラスとも走行可能とし、車体全体が進入した時点でエスケープを宣言し、表示された減点を適用する。

なお、ビギナー専用コース及びNB指定ラインならびにPX指定ラインの走行については、以下のとおりとする。

① PXクラスは、NBクラス指定ラインに車体全体が進入した場合はミスコースとはしないが、表示された減点を適用する。なお、ビギナー専用コースに車体全体が進入した場合は、ミスコースとする。

② N該当者は、PX指定ラインの走行を可能とするが、ビギナー指定コースに車両全体が進入した場合は、ミスコースとする。

③ B該当者は、NBクラスコースを走行することとし、PX指定ラインに車両全体が進入した場合は、ミスコースとする。また、ビギナー専用コースの指定がある場合は、ビギナー専用コースを走行することとし、他のコースに車両全体が進入した場合は、ミスコースとする。

6. オフィシャル

(1) ジャッジ

セルフジャッジとし、当日セクションごとに、1名のセクションリーダーを選出する。

(2) セクションリーダー

それぞれ担当のセクションで、ジャッジの難しいポイントや審議対象ポイントを重点的にジャッジする。

(3) オフィシャル交替

・ オフィシャルをA・B2チームに振り分け、時間を設定した上で、走行順を決め、各セクションに選手を振り分け、設定時間でオフィシャルを交替する。

・ 走行順は、午前と午後を入れ替える。(例:午前A・Bの場合は午後B・A)

- ・ 走行セクションは、午前Aチームが走行したセクションは、午後Bチームが走行するものとし、午前Bチームが走行したセクションは、午後Aチームが走行する。
- ・ 修理等はオフィシャル時間外に行なうものとする。

(4) オフィシャル除外

ダブルエントリーや子ども連れ等、当日オフィシャルが困難な場合やB該当者で、未成年者、体験者等は受付に申し出るにより、オフィシャルを除外とすることができる。

7. 競技ルール

クラスごとに、減点法による採点と車両減点等によるトータル減点数の最少減点者を勝者とし順位を競う。

(1) PXクラス及びNBクラスのN該当者の減点

各セクション、減点を最大10点とし、最大減点に達した時点で当該セクションでの競技は終了となる。なお、減点の詳細は以下のとおり。

① バック 減点1点

- ・ バックは、必ずタイヤと路面で判断する。
- ・ バックターン(回旋しながらの後退含む)については、軸が1軸でも残っていればバックとしない。
- ・ もみ込み状態の細かいバックは、バックを取らないが、その後停止した時点でバック減点1点とする。
- ・ 上り坂等でタイヤが前進回転中の停止若しくは停止していた状態であっても、車両が下がった場合はバックとし、減点1点とする。

② 停止カウント 減点5点

- ・ オフィシャルが停止を宣言した後、2秒ごとにカウントをとり、5カウントで減点5点とする。ただし、同一箇所での停止カウントの適用は1回とする。

③ ポール・テープタッチ及びコース破壊は、減点10点とする。

(2) NBクラスのB該当者の減点

各セクション、減点を最大15点とし、最大減点に達した時点で当該セクションでの競技は終了となる。なお、減点の定義の詳細は以下のとおり。

① 前(1)項①及び②の定義は、PXクラス及びNBクラスのN該当者の減点と同じ

② ポール・テープタッチは減点5点とする。ただし、コース破壊については、減点15点とする。

③ 転倒は再スタートする場合に限り減点5点とする。なお、転倒後、再スタートまでの間は、ストップウォッチを止める。その後、競技の続行にあたっては、車両を起こし安全を確認した上で、選手の意思を確認し、再スタートするものとする。

④ 誘導・アドバイスは減点5点とし、当該セクションのコースインからコースアウトまで適用する。誘導・アドバイスが必要な場合は、各セクションスタート前に、競技者がオフィシャルに宣言し、減点5点を適用するものとするが、競技中においても競技者が走行不能等と判断した場合はオフィシャルに宣言することで誘導・アドバイスを受けることを可能とする。この場合は、直ちに減点5点を適用し、宣言した時点からコースアウトまで誘導・アドバイスを受けることができるものとする。なお、オフィシャルが危険と判断した場合についても、オフィシャルが車両及びタイムを止め、競技者に誘導・アドバイスを行なうことを宣言し、減点5点を適用することにより、再スタートと同時にストップウォッチをスタートさせコースアウトまで誘導・アドバイスを行なうことができるものとする。ただし、競技者がオフィシャルの誘導・アドバイスを拒否した場合は、危険と判断していることから、減点15点を適用し、当該セクションの競技を終了させることができるものとする。

(3) コースイン

車両の前部が入った時点でコースインとする。

コースイン後、スタートラインより後退した場合で、車両の全体がコースから出た場合は、コースアウトによる失格とし減点10点(B該当者は減点15点)を適用する。

(4) SS(スペシャルステージ:タイム測定セクション)

① スタート位置

スタートラインより後方で競技者が停止した位置をオフィシャルが確認し、スタート位置とする。

② スタート及びタイム計測の開始

オフィシャルが前①の位置に立ち、カウントダウン・スタートの合図でスタートとし、同時にタイム計

測を開始する。

③ 減点

コース破壊は減点10点(B該当者は減点15点)とする。なお、ポール・テープタッチについては特に指定しない場合は減点対象としない。

④ コースアウト及びタイム計測の終了

ゴールラインから前進で車両全体が出た時点でコースアウトとし、タイムを止め計測を終了する。

(5) セクションゴール(コースアウト)

コースを周りゴールラインから車両全体が出た時点でセクションゴールとする。ただし、車両は前進でゴールラインを越えなければならない。

(6) タイムアウト

タイムアウトは減点10点(B該当者は減点15点)とする。なお、競技中に競技者が走行不能と判断し宣言した場合には、その時点でタイムアウトと同様に減点10点(B該当者は減点15点)を適用する。

(7) 落下物

① 車両持込物(携帯、メガネなど)が落下し、オフィシャルが現認した場合は、その場で当該セクションの競技終了とし、減点10点とする。ただし、NBクラスのB該当者は、セクション最大減点に達していない場合は、その場から再スタートできる。

② 車両装着部品(装着されているオーバーフェンダー・ミラーなど)は落下物とみなさないが、ガソリンの漏れなど、オフィシャルが危険と判断した場合は、その場で当該セクションの競技を終了させる。なお、この場合は減点10点(B該当者は減点15点)を適用する。

(8) 危険行為

手・足出し等、身体が車両外へ出ることによりオフィシャルが危険行為とみなし指摘した場合は、その場で競技終了とし、減点10点とする。ただし、NBクラスのB該当者は、セクション最大減点に達していない場合は、その場から再スタートできる。

(9) 車両の転倒等

転倒等により、選手的意思もしくはオフィシャルが走行不能と判断した場合(※)は、安全確保を最優先し、ただちに当該セクションの競技を終了させることができる。この場合は減点10点(B該当者は減点15点)を適用する。

なお、NBクラスのB該当者については、7項(2)③では転倒再スタートを可能としているが、この場合においても、選手的意思もしくはオフィシャルが危険と判断した場合は、減点15点を適用し、その場で当該セクションの競技を終了させることができる。

※:転倒時にオフィシャルが走行不能と判断した場合は、2輪以上のタイヤが接地しておらず明らかに自力で立て直しができない場合及びオフィシャルが危険と判断した場合であり、選手は必ずオフィシャルの指示に従わなければならない。その際オフィシャルは、直ちに選手の安否確認、エンジン停止措置、選手の救出ならびに避難指示等の安全確保を最優先し、安全確認後、車両の立て直し等の措置を行なう。なお、緊急的な場合もあることから、安否確認(選手への声がけ及びエンジン停止指示)については、観戦者も協力して声がけに努めるとともに、車両の立て直しについても可能な協力を行なうこととする。

8. 安全装備

選手は以下の安全装備を満たしていること。なお、本項の定めのない事項は、2015JFTA 競技ドライバー安全装備の定めによることとする。

(1) シートベルト

PX該当者及びN該当者は、自動車用4点式以上のシートベルトを正しく装着しなければならない。

なお、B 該当者は、純正3点式シートベルトの使用を認めるが、自動車用4点式以上のシートベルトを奨励する。

(2) ヘルメット

耳及び後頭部が完全に覆われるタイプ(半キャップは不可)の PSC マークならびに SG 規格(※)以上の規格に合格したヘルメットを正しく着用すること。(JIS 規格またはスネル規格を推奨)

※:PSC 規格のヘルメットは2011年3月以降に製造された改正対応のヘルメットを奨励する。

(3) 服装

長袖、長ズボンを着用すること。

(4) グローブ

手首より指先まで覆うことのできるグローブ(軍手不可)を着用すること。なお自動車競技用グローブを推奨する。

(5) シューズ

確実なペダル操作ができ肌の露出の無い自動車運転に適したものとする。したがって、サンダルやハイヒールは、不可とする。厚底厚皮の靴は足の動きを束縛するため不可とする。

9. 誓約事項

- (1) 競技参加にあたり関連して起こった死亡、負傷、その他の事故で自分自身及び自身が指名したヘルパー・ピット要員等が受けた損害について、関東4×4トライアル選手会、競技会関係者ならびに他の競技者などに対する非難や責任追及、損害賠償を求めない。
なお、選手と関わりのない一般来場者であっても、観戦中の行為について、選手会では責任を負うことができないため、選手は必要により、安全に対する声かけを行なうこと。
- (2) 万が一、自分自身が事故を引き起こした場合、事故に起因する全ての賠償責任を負う。このことは事故が主催者、または大会役員等の手違いなどに起因した場合であっても変わらない。
- (3) 運転者は本競技会については標準能力を持っていること、ならびに参加車両についても、コース、スピードに対して的確な判断ができ、かつ競技が可能であること。また運転者がコース走行不可能と判断した場合は走行しないこと。

10. 注意事項

- (1) 会場は、火気厳禁であり、喫煙については、指定喫煙場所以外は禁煙とする。
- (2) 大会開催日・前日はコース内・外で運営側の許可のなく練習することを禁止(厳禁)する。
- (3) 飲酒運転及び競技中・競技時間外会場内の練習等禁止違反者は会場より退出させる。
- (4) 選手及び来場者は、樹木や環境の保護ならびに会場内の設備に損害を与えないよう細心の注意を払うこと。万一損害を与えた場合は、自己の責任で対処すること。
- (5) その他
 - ① 競技運営やコース等意見のある者は、表彰式終了後、意見交換を実施する。
 - ② ゴミ等は必ず各自で持ち帰ること。

選手会車両規則 (2017年度改正)

1. 競技車両によるクラス分け

JFTA車両規定に基づく競技車両とし、クラスは以下の通り定める

(1) PXクラス(以下PXと呼ぶ)

- ・競技車両 旧P車 (JFTA車両規則アンリミテッド・クラス同等)
- ・競技車両 X車 (JFTA車両規則スーパープロダクション・クラス同等)

(2) NBクラス(以下NBと呼ぶ:Bとはトライアル未経験者やビギナーを指し、以下B該当者という)

- ・競技車両 旧N車 (JFTA車両規則プロダクション・クラス同等)

ただし、選手会NBクラスは、自動車検査証・自賠責保険証・改造等概要説明書の提示は求めないが、一般公道を走行できる車両のクラスであることから、運転席及び助手席のシートは、車検対応シートを装着していること。

なお、タイヤのはみ出しの規制はしない。(オーバーフェンダーの装着がのぞましい)また、ドアについては、運転席側は足がでない形状であることとし、助手席側の取り外しは可能とする。

2. PXクラスにおける車両減点

(1) 以下の①から④のうち1つでも装着している場合は、減点5点とする。

ただし、ボルト等で完全に固定し不使用と申告した場合は、全てのセクションで使用できないものとし減点はしない。なお、使用した場合、車両減点の他に虚偽申告とみなし減点10点を課す。

- ① FF駆動(装着車はすべてアンリミテッド、旧P車とみなす)
- ② サイドブレーキ左右分離型(装着車はすべてアンリミテッド、旧P車とみなす)
- ③ カットブレーキ
- ④ ステブレ

(2) 4WSは前(1)項①～④の装着の如何を問わず、減点7点とする。ただし、完全に固定し不使用と申告した場合は前(1)項①～④と同様の扱いとし減点はしない。

3. 車両減点の申告

車両減点の申告は、大会当日受付自己申告制とする。なお、虚偽の申告をした場合は、4項(7)の場合を除き、前2項の車両減点を適用するとともに、罰則としてさらに減点10点を科す。

4. 安全管理規則

(1) オープンボディ(ソフトトップ)車

4ポイント以上のロールケージを装着するが、NBクラスB該当者はその限りとししない。(6ポイント以上のロールケージの装着を推奨)

(2) クローズドボディ(ハードトップ)車

ロールケージの装着は義務付けない。(4ポイント以上のロールケージの装着を推奨)

(3) ロールケージ

強度が十分にあること。車体への取り付けは、当て板等の対策を行い確実に取り付けられていること。

(4) シートベルト

- ① 自動車用4点式以上のシートベルトを正しく装着しなければならない。

なお、シートベルトは、純正シートベルトの取り付け位置、又は、当て板等の対策を行い取り付けられていること。

- ② B 該当者は、自動車メーカー純正の3点式シートベルトの使用を認める(2点式不可)が、自動車用4点式以上のシートベルトを奨励する。

(5) 車両前後には、十分な強度の牽引フックを取り付けること。

(6) アンリミテッド・クラス(Unlimited Class=旧P車)は、JFTA車両規則の安全基準を満たしていること。

(7) 不正申告、申告ミス等により大会運営者(オフィシャル含む)が危険と判断した場合は、失格とする。

5. その他

車両に関する事項で本車両規則の定めがない事項は、JFTA車両規則に準ずる。